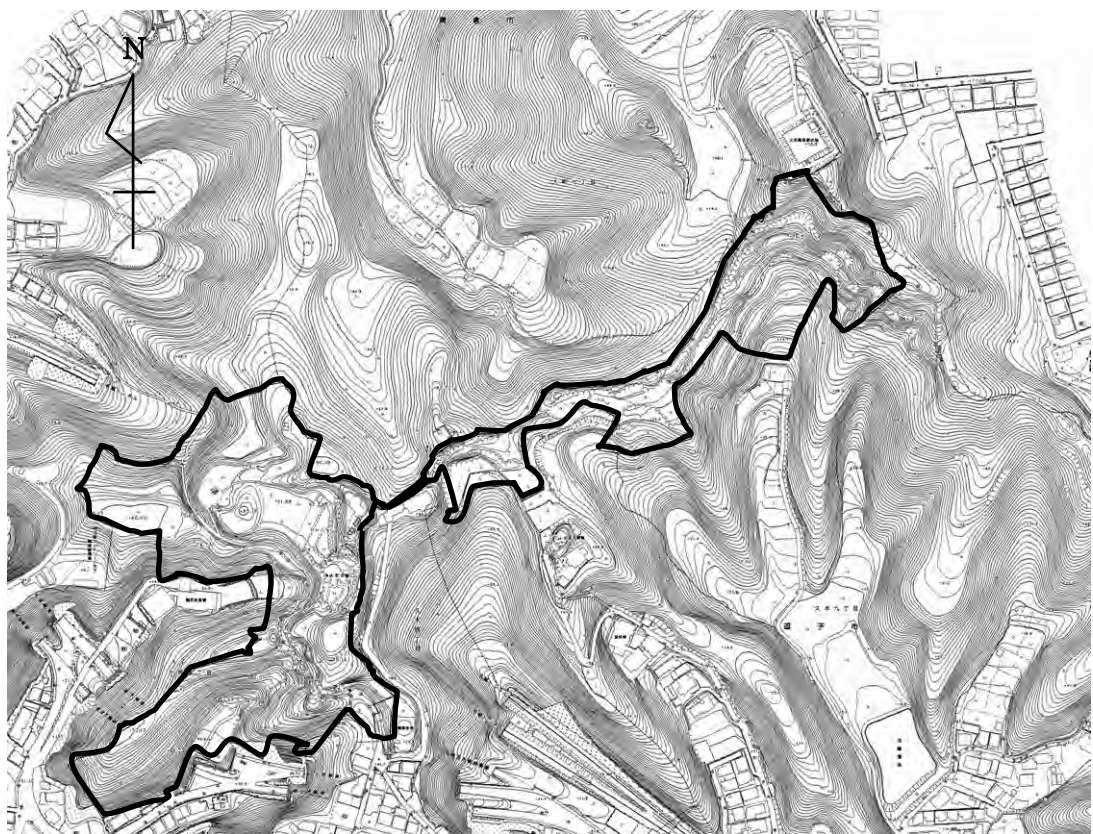


国指定史跡名越切通保存管理計画
(別冊)

逗子市教育委員会



国指定史跡名越切通 航空写真



史跡指定範囲図 (scale=1:5,000)

序 文

史跡『名越切通』は、昭和 41 年 4 月 11 日に国史跡に当初指定され、昭和 53 年度に第 1 次保存管理計画が策定された。

第 1 次保存管理計画に記された追加指定の指針に基づき、昭和 56 年と昭和 58 年の 2 回の追加指定を行い、史跡の範囲が「切通道」及び「まんだら堂やぐら群」エリアから、「切通道の周辺平場」、「大切岸」エリアへと拡大された。

平成 10 年度、指定地周辺で実施した考古学調査の結果に基づき、一部の未指定の遺構を除き「大切岸」方向への追加指定を終了することとなり、ここに史跡『名越切通』の指定範囲が確定した。

追加指定の終了を受け、従前の保存管理計画を見直し、保存管理のあり方・公有化のガイドライン・整備の基本構想等を定めた第 2 次保存管理計画が平成 12 年度に策定された。

以上のような経緯で、史跡『名越切通』は 2 回の保存管理計画が策定され今日に至る。

平成 16 年度、文化庁記念物課より刊行された『史跡等整備のてびき－保存と活用のために－』において、史跡の保存管理計画に定めるべき事項が具体的に示された。

これを受け、第 2 次名越切通保存管理計画で欠落している「史跡の本質的価値と構成諸要素の明確化」「現状変更の許可に関する取扱い基準」、「運営及び体制整備の在り方に関する方針」の 3 項目について、『国指定史跡名越切通保存管理計画(別冊)』として取り纏め、本書を刊行するものである。

本書の刊行にあたっては、本来であれば第 2 次保存管理計画策定時の平成 12 年度に立ち返り、当時の委員による検討の場を設けるべきところである。

しかしながら、保存管理計画策定委員を委嘱した全 6 名の学識者のうち、2 名の学識者がすでにご逝去されていることから、当時の委員による承認は断念し、代わって当時の学識委員 3 名が委員である『逗子市文化財保護委員会』において検討いただき、承認を受けた。

なお、原案の作成にあたっては、現在、史跡の整備を進める「国指定史跡名越切通整備委員会」に諮り、学識者、地権者、市民の各委員、並びに文化庁、神奈川県教育委員会の助言を受けた。この場を借りて篤く御礼申し上げる次第である。

2007 年（平成 19 年）3 月 31 日

逗子市教育委員会

目 次

序文

例言

委員会名簿	1
1. 史跡『名越切通』の価値の評価	2
2. 史跡『名越切通』を構成する諸要素の特定と本質的価値の明確化	10
3. 史跡『名越切通』の管理運営及び体制整備の在り方に関する方針 — 史跡『名越切通』保存管理の考え方と所有者もしくは管理団体の役割 —	13
4. 史跡指定地内の各ゾーンの現状変更に対する取扱基準	15
5. 指定地の公有化状況	17
6. 指定地周辺の環境に関する基本的な考え方	18
7. 計画の周知及び見直し	18

例 言

1. 本書は、神奈川県逗子市小坪7丁目1253-1外に所在する国指定史跡名越切通の保存管理計画（別冊）である。
2. 本保存管理計画（別冊）の策定に係る事務は、逗子市教育委員会生涯学習課文化財保護係が担当し、関連業務を応用地質株式会社に委託した。
3. 本保存管理計画（別冊）の策定にあたり、次の機関等に多大なご協力をご指導を賜った。記して厚くお礼申し上げる次第である。
文化庁文化財部記念物課、神奈川県教育委員会教育局生涯学習文化財課
4. 『国指定史跡名越切通保存管理計画策定報告書』（平成13年3月刊行）では、名越切通のルートをも“切通路”と呼称していたが、本書では“切通道”を用いた。
5. 本保存管理計画（別冊）は、平成19年4月1日から施行する。

委員会名簿

第2次国指定史跡名越切通保存管理計画策定委員会名簿（平成11年度～12年度）

役職	氏名	専門	摘 要
委員長	石井 進*	中世文献	東京大学名誉教授・鶴見大学客員教授
副委員長	三浦 勝男	中世文献	逗子市文化財保護委員会 委員長代理
委員	大三輪 龍彦*	中世考古 ・文献	鶴見大学教授
〃	持田 幸良	植生	横浜国立大学助教授
〃	手塚 直樹	中世考古	鎌倉考古学研究所所長
〃	鈴木 博	動物	逗子市文化財保護委員会 委員長
〃	高作 泰寛		指定地地権者
〃	玉井 鐵夫		指定地隣接地住民
〃	岩渕 定彦 磯元 芳男		逗子市教育委員会教育部生涯学習課長（平成11年度） 〃（平成12年度）
〃	青木 忠幸 石井 義雄		逗子市環境部参事緑政課長事務取扱（平成11年度） 〃 緑政課長（平成12年度）
〃	平井 喜世一 河野 行雄		逗子市都市整備部次長都市整備課長事務取扱（平成11年度） 〃 都市整備課長（平成12年度）
助言者	伊藤 正義		文化庁文化財保護部記念物課文化財調査官 文化庁文化財部記念物課文化財調査官（平成13年1月6日より）
〃	堀江 道子		神奈川県教育庁教育部生涯学習文化財課文化財担当課長
〃	渡辺 清 木下 幸夫		神奈川県横須賀土木事務所河川砂防部急傾斜地第一課長（平成11年度） 〃（平成12年度）
〃	小松 眞一		鎌倉市教育委員会生涯学習部文化財課長

*故人

逗子市文化財保護委員会名簿（平成19年3月現在）

役職	氏名	専門	摘 要
委員長	鈴木 博	動物	横浜国立大学名誉教授 委員長
副委員長	三浦 勝男	中世文献	鎌倉国宝館館長 委員長代理
〃	斎藤 彦司	考古	
〃	手塚 直樹	中世考古	青山学院大学教授
〃	薄井 和男	彫刻	神奈川県立歴史博物館 学芸員

1. 史跡『名越切通』の価値の評価

史跡『名越切通』を構成する主要な遺構である「A. 切通」、「B. まんだら堂やぐら群」、「C. 大切岸」について、以下の3つの指標に基づいて史跡の価値を評価した。(各ゾーンの位置と広がりについては、下図「史跡のゾーニング図」参照)

「A. 切通」は、大小3つの切通から構成されている。本書では、逗子市域から鎌倉市域へ向かい、南から北方向へ順に「第1切通」「第2切通」「第3切通」と呼称する。

ア. 遺構の年代、分布、変遷等に関する証明について(真正性にかかる分析と根拠について)

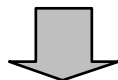
例)・発掘調査による証明、文献による証明、古地図・絵図等による証明、等

イ. 史跡の遺存状況(完全性にかかる分析)

例)・史跡の本質的な価値を構成する要素のうち、現状、史跡指定地として保護されている区域における遺構の遺存の程度。

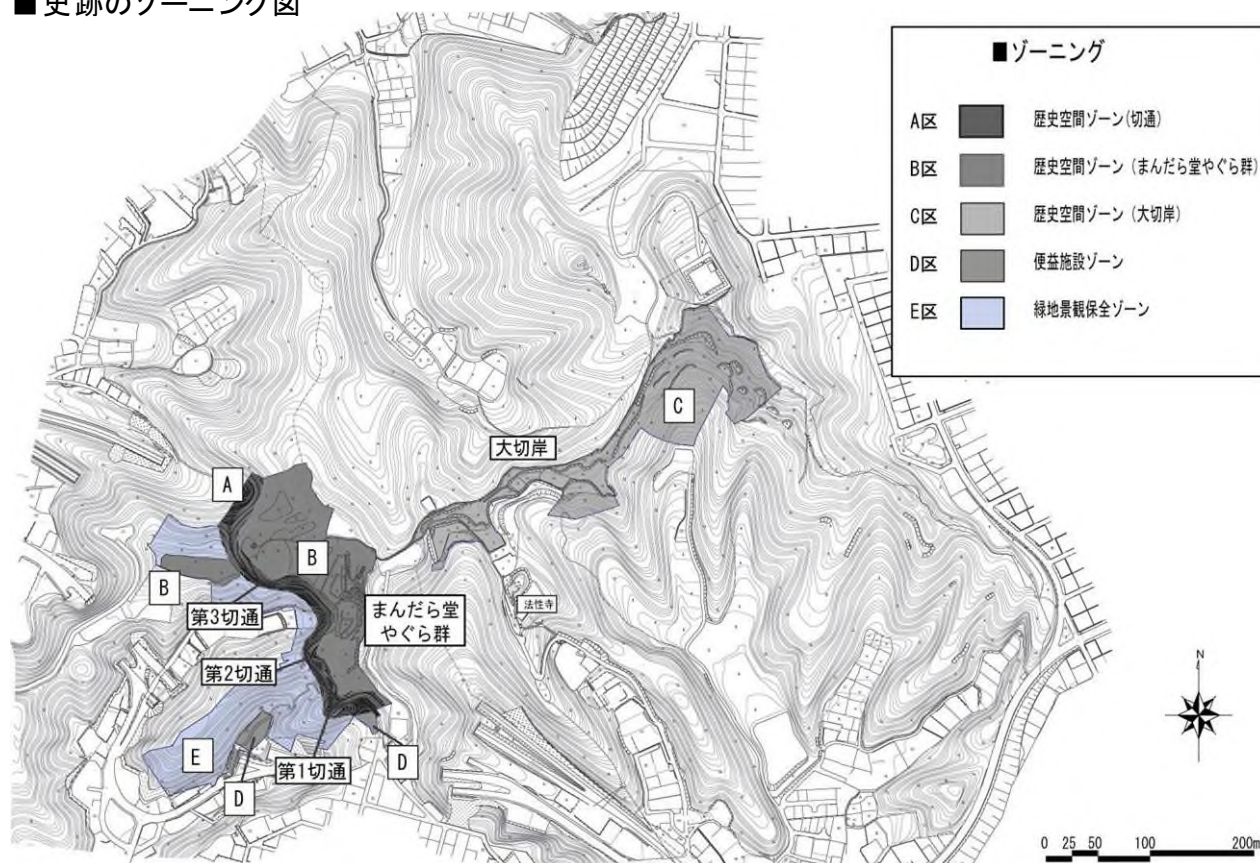
・現状、確認することができる「確定された遺構の衰亡・滅失の危機(サドンデス)の評価」、「現状では確認することができない潜在的な遺構の衰亡・滅失の危機(スローデス)の評価」等

ウ. 当該史跡にみられる類稀なる特殊性(顕著に普遍的な価値にかかる分析)

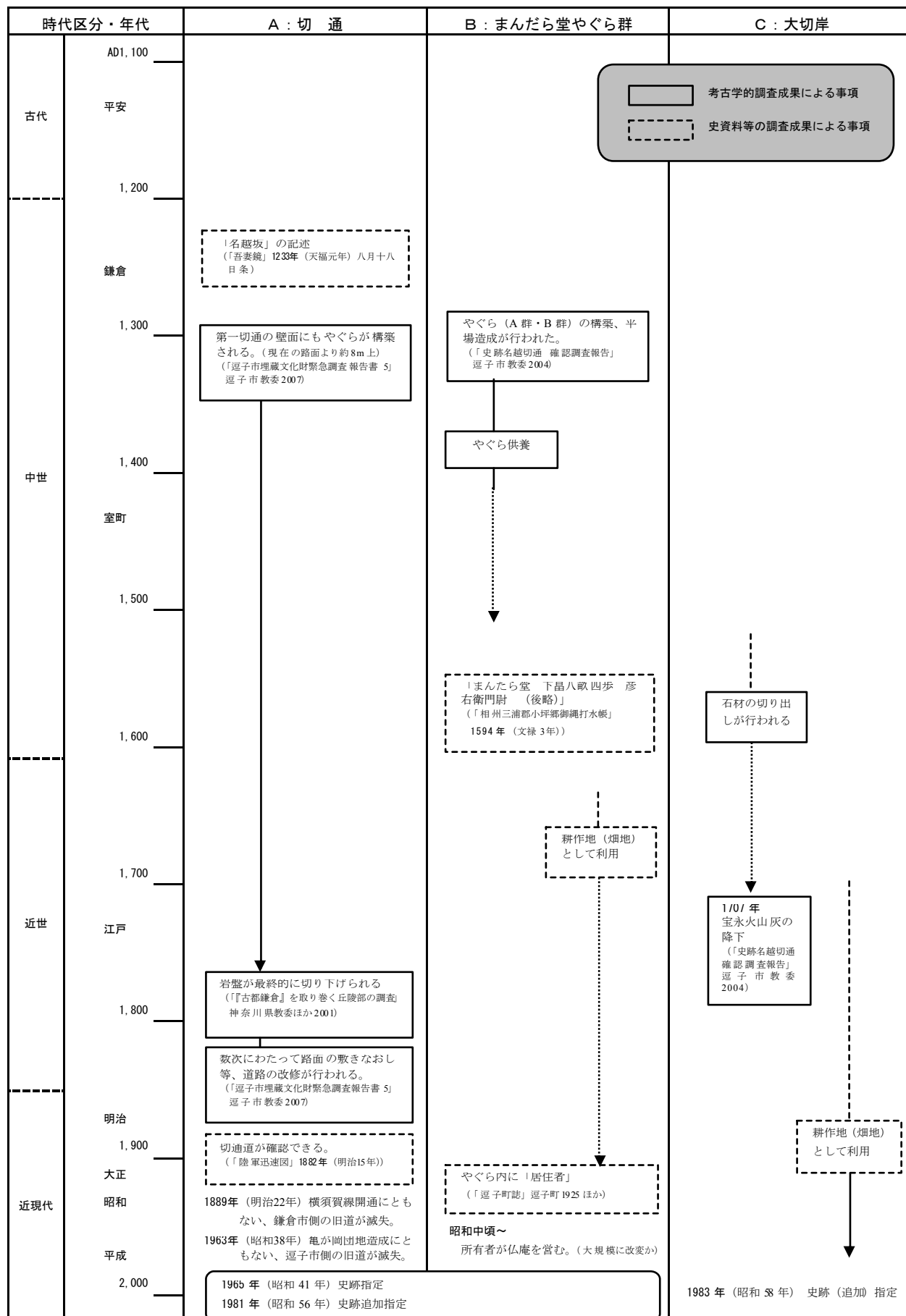


史跡『名越切通』の価値の総合評価

■ 史跡のゾーニング図



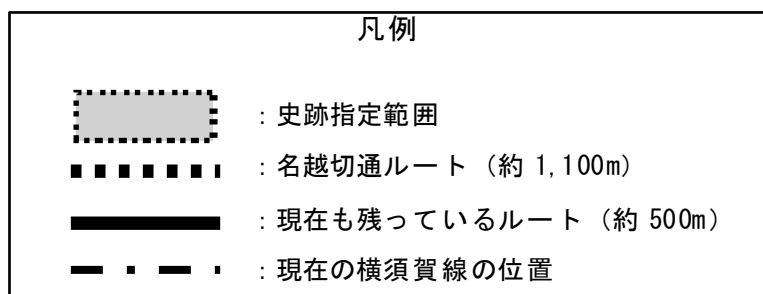
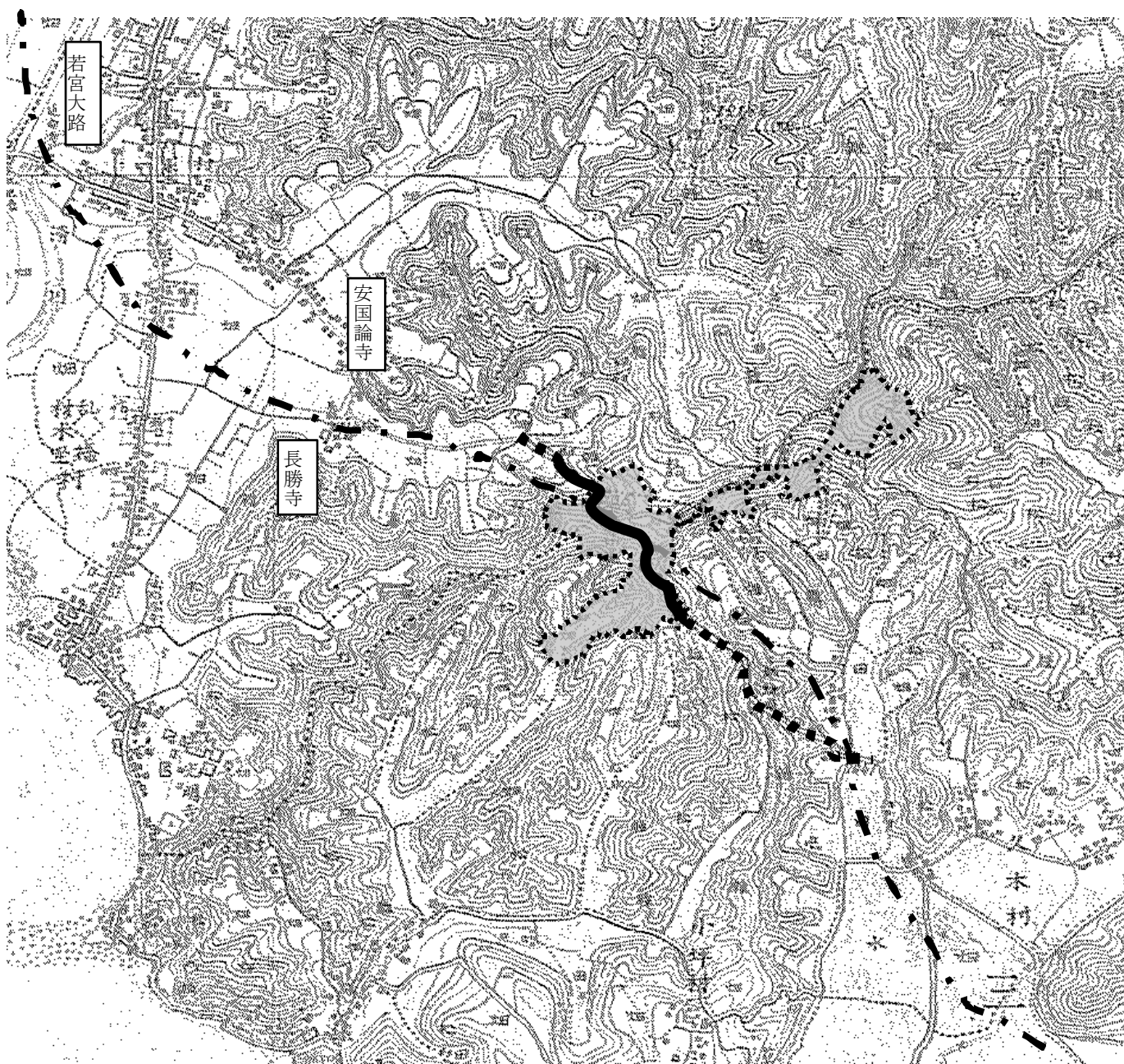
■ 史跡『名越切通』に関する年表



A. 切通

指標	価値の評価
ア. 遺構の年代、分布、変遷等 ・発掘調査による証明 ・文献による証明 ・図面による証明 (真正性にかかる分析)	・現在の切通道は、開鑿時から現代に至るまで連綿と使われてきたものであり、その間に自然崩落のほか、様々な理由で拡幅や掘り下げ等の人為的改変を経て、現在の形状となっている。逗子と鎌倉を結ぶ交通遺跡として、中世のルートを踏襲し、現在でも利用されていることに史跡としての大きな意義がある。 ・第1切通では、現在の切通道面下約0.6～0.8メートルで近世後期(18世紀後半以降)と推測される道面が埋没していることが確認されているが、現在までのところ、中世に存在したと推測される道面は確認されていない。第1切通の北側崖面では、地上約8メートルの位置にやぐらが確認されており、当該箇所については、本来、現道よりも高い位置に中世の道面(道筋)があったものが、大規模に掘り下げられたと考えられる。第3切通付近でも、現道面から高さ2～3メートルの位置にやぐらが確認されていることから、当該箇所でも掘り下げが行われたことが推察される。 ・要所では、切通を見下ろす位置に平場が造られており、防衛のための機能を持っていた可能性がある。 ・現時点において、鎌倉時代の様子を推定できる資料が少ないため、現在の『名越切通』について、鎌倉時代の遺構としての価値を評価することは困難だが、『吾妻鏡』天福元年(1233年)「名越坂」の記述から推測して、当時すでに名越坂とその道筋は整備されていたと考えられる。 ・第1切通の狭小部については、平成16年度の発掘調査により、岩盤の下に近世の遺構面があることが確認されており、このことから現在の第1切通周辺の特徴的な景観は、近世以降のものであるといえる。また、第3切通の道上に置かれたとされる岩については、やぐらの一部と思われる形状が確認できることから、当該箇所の周辺に穿たれたやぐらが崩落し、道上に落ちたものである可能性が高い。 ・以上のことを総合すると、現在残っている切通とその景観は、中世から近代まで、交通路として連綿と利用されてきた道の姿であるといえる。
イ. 史跡の遺存状況 ・確定された危機の評価 ・潜在的な危機の評価	・陸軍二万分一迅速図(明治15年)では、近世末～明治初期の『名越切通』のルートが確認できる。全長約1,100メートルである。

(完全性にかかる分析)	・近世末～明治初期の切通ルートについては、逗子市側は亀が岡団地造成時（昭和 38 年）に、鎌倉市側は横須賀線工事時（明治 22 年）に破壊されている。現在残っているルートは、逗子市域において史跡に指定されている区間を含み、鎌倉市域に続く約 500 メートルであり、近世末～明治初期と比較しても全体の 4 割 5 分強程度は残っていることが明らかである。 ・切通では、経年変化及び災害による劣化や風化が進んでおり、切通崖面の崩落が進行中である。 ・第 1 切通については、平成 15、16 年度に保存対策工事を実施した。
ウ．この史跡にみられる特殊性 (顕著に普遍的な価値にかかる分析)	・切通（交通遺跡）、やぐら群（葬送遺構）、大切岸（防衛遺構・石切遺構）という 3 つの性格の異なる特徴的な中世の遺構からなる遺跡である。 ・「鎌倉七切通」として捉えた場合、鎌倉の立地と当時の社会情勢の中で生まれた交通遺跡であり、史跡を構成する平場は、防衛のためにも利用されたと考えることができる。 ・他の鎌倉七切通と比較した場合、現在も未舗装で車両が通行できない歩行者のみの通行路として機能していることから、中世の雰囲気に近い状況を残している貴重な切通の一つであると考えられる。
総合評価	・現存する切通のルートは、近代に形成されたものである。 ・中世に開鑿されて以来、道としての機能を保持し、利用されながら今日に至ったことに、『名越切通』の交通遺跡としての価値がある。 ・名越切通は、未舗装で車両が通行できない歩行者のみの通行路であり、改修の程度が七切通の中でも比較的少なく、周辺環境も含め、中世の交通遺跡、切通の景観を残している。 ・現在の名越切通のルートのうち、現存する近世以前のルートは、逗子の史跡指定範囲と鎌倉市域追加指定予定範囲（平成 19 年 3 月現在）の合計約 500 メートルの区間である。 ・要所では、切通を見下ろす位置に平場が造られており、防衛のための機能を持っていた可能性が高い。 ・交通遺跡と葬送遺構との関係を如実に示す貴重な地域（坂）である。



■ 名越切通ルートの残存状況

(国土地理院『陸軍二万分一迅速測図原図』「神奈川県相模國鎌倉郡雪下村三浦郡小坪村」に加筆)

B. まんだら堂やぐら群

指標	<B 区：まんだら堂やぐら群>
ア. 遺構の年代、分布、変遷等 ・発掘調査による証明 ・文献による証明 ・図面による証明 (真正性にかかる分析)	・やぐらが 140 基以上集まって群を構成している。 ・やぐら前面の平場には、供養堂などが建っていた可能性が考えられるが、現時点においては確認されていない（十分な発掘調査が行われていない）。ただし、平成 13 年度の発掘調査により、やぐら前面平場で柱穴、火葬址などが確認されている。 ・平成 18 年度の発掘調査により、埋没しているやぐらの中には、中世の状態を比較的良好に保存しているものがあることが判明した。 ・やぐらの形態、位置は、基本的には中世の造営当時のまま残っていると考えられる。 ・文禄 3 年（1594 年）9 月『相州三浦郡小坪郷御縄打水帳』（「まんだら堂 下畠八畝四歩 彦右衛門尉 （後略）」）の記述によると、まんだら堂やぐら群の平場は、この時期、畑地として利用されていたと考えられる。
イ. 史跡の遺存状況 ・確定された危機の評価 ・潜在的な危機の評価 (完全性にかかる分析)	・地上に露出しているやぐらは、以前の所有者等の手により改変されているもの（やぐらの形状の変更、前面平場の盛土、園路整備、構造物の持込み等）や、経年変化及び災害による劣化や風化も進んでおり、天井が落盤し、側壁が滅失したやぐらも多く見られる。 ・平成 18 年度の発掘調査の結果、中世の段階で天井が崩落したまま埋没したと推測されるやぐらが確認されており、当時の状況を知るための重要な情報を保持している。 ・やぐら内に納められていたであろう石塔類は、大半が動かされ、原位置を保っていないと思われ、造営時の状況を復元することはほぼ不可能である。 ・崩落の危機にあるやぐらが多数あり、早急な保存対策工事の実施が必要である。

ウ．この史跡にみられる特殊性 (顕著に普遍的な価値にかかる分析)	・切通（交通遺跡）、やぐら群（葬送遺構）、大切岸（防衛遺構・石切遺構）がこの地に集中して立地している。 ・多数のやぐらが集中し、大規模に広がった前面平場とともに一望できる景観は鎌倉地域でも稀有な遺跡である。 ・地中に埋没しているやぐらは、中世の状態を良好に保存している可能性が高い。 ・鎌倉地域を中心に集中的に分布するやぐらの中でも類例の少ない、特殊な形状をもったやぐらや付帯する遺構が確認されている。（小規模やぐら複合やぐら、レリーフのあるやぐら、切石敷遺構等）
総合評価	・140 基以上のやぐらが群をなす中世のやぐら群である。このうち、100 基程度のやぐらが平場を取り囲むように分布しており、やぐらと前面平場の関係が一望できる景観は、現状では鎌倉地域においても稀有である。 ・地上に露出しているやぐらは、後年の改変を受けたり劣化が進んでいたりするものが多数存在するものの、地中には、中世のやぐらの利用状況を知る手がかりを良好に残しているものが多数埋没している可能性が高い。 ・やぐら群前面平場には、やぐらと関連する遺構が存在する可能性が高く、葬送遺跡として、やぐらと前面平場を一体的なものとして研究するうえでも貴重な遺跡である。

C. 大切岸

指標	＜C区：大切岸＞
ア. 遺構の年代、分布、変遷等 ・発掘調査による証明 ・文献による証明 ・図面による証明 (真正性にかかる分析)	・現況、800メートル以上にわたって高さ2～10メートルの断崖が連続する遺構である。鎌倉防衛にかかわる城郭構造として鎌倉前期に構築されたものと推測されているものの、関連する文献史料が皆無なこともあり、詳細は不明である。 ・平成14年度の発掘調査により、中世の石切遺構であることが確認された。 ・大切岸から東側に連なる尾根筋にも石切遺構が残っている。
イ. 史跡の遺存状況 ・確定された危機の評価 ・潜在的な危機の評価 (完全性にかかる分析)	・経年変化による劣化や風化が進んでおり、一部で崩落の可能性がある。早急な保存対策工事の実施が望まれる。
ウ. この史跡にみられる特殊性 (顕著に普遍的な価値にかかる分析)	・切通（交通遺跡）、やぐら群（葬送遺構）、大切岸（防衛遺構・石切遺構）がこの地に集中して立地している。 ・切岸が800メートルにわたり連続している景観は特徴的である。（同レベルでの連なり、全体を一望できること）
総合評価	・中世に石切場として利用されていた。 ・一義としては石切場（生産遺跡）であるが、その特異な構造は、景観的にも貴重な遺跡であり、他の類例とは異なる重要性を持つ。 ・遺構の形成にあたっては、鎌倉防衛の意識が存在した可能性を推測させる。

2. 史跡『名越切通』を構成する諸要素の特定と本質的価値の明確化

2-1 史跡を構成する諸要素の分類

史跡『名越切通』を構成する本質的な価値とその他の要素について、次のように分類した。

(1) 「史跡等を構成する諸要素」

(1) - 1 指定地にあつて本質的価値を構成する枢要の諸要素

- ① 歴史的な人為的地形
 - ・ 切通路 ・ やぐら ・ 切岸 ・ 平場
- ② 自然地形
 - ・ 丘陵
- ③ 地下に埋蔵されている遺構・遺物
 - ・ 地下に埋蔵されている遺構（柱穴、茶毘跡、火葬址、等）
 - ・ 地下に埋蔵されている遺物＝中世の原位置を保った石塔類（五輪塔、宝篋印塔、等）

(1) - 2 指定地にあつて本質的価値を構成する枢要な諸要素以外の諸要素

- ① 緑地
 - ・ 樹林 ・ 山林
 - ② 近代^{※1}以降の構造物
 - ・ 建築物 ・ 構造物 ・ 墓地 ・ 便益施設等 ・ 記念碑 等
 - ③ 近代^{※1}以降の道
 - ・ 道路（現状の園路も含む） ・ 階段
 - ④ その他の人工物
 - ・ 電柱 ・ 近代^{※1}以降の畑地 ・ 近代^{※1}以降の植栽
-
- ⑤ 地上に露出し、中世の原位置に戻せない石塔類^{※2}（五輪塔、宝篋印塔、等）

※1 本書でいう『近代』とは、概ね明治時代中期から第二次世界大戦終戦までのことを指し、一般的に用いられている「近代」（概ね明治以降）の意味とは区別して用いる。この地域は、明治 22 年の横須賀線開通を契機に、その前後から、人の移動、交通事情、インフラ、景観等が劇的に変化したため、この時期以降を『近代』と定義した。

※2 中世の原位置に戻せない石塔類については、一般の遺物と同等に位置付けて取扱うこととする。

(2)「史跡等の周辺地域の環境を構成する諸要素」

- ① 歴史的な人為的地形（史跡指定の要件となった遺構とは直接の関係が確認されず、同じ価値付けをすることができない遺構）
 - ・ 切岸状遺構(石切場跡) ・ やぐら ・ 平場 ・ 石積み 等
- ② 自然地形
 - ・ 丘陵
- ③ 地下に埋蔵されている遺構・遺物
- ④ 緑地
 - ・ 樹林 ・ 山林 ・ 畑地
- ⑤ 構築物、構造物、その他
 - ・ 墓地 ・ 火葬場 ・ 貯水タンク ・ 国道 ・ 線路 ・ 住宅 等



第1切通



まんだら堂やぐら群



大切岸



東平場

2-2 各ゾーンの要素分類

ゾーン	(1)-1 指定地において本質的価値を構成する 主要な諸要素	(1)-2 指定地において本質的価値を構成する 主要な諸要素以外の諸要素
A区：切通	①歴史的な人為的地形（切通道、平場） ②自然地形（丘陵） ③地下に埋蔵されている遺構・遺物	①緑地（山林） ②近代※1以降の道（階段） ③その他の人工物（電柱など）
B区：まんだら堂やぐら群	①歴史的な人為的地形（やぐら、平場） ②自然地形（丘陵） ③地下に埋蔵されている遺構・遺物（やぐら、火葬址、柱穴、切石敷遺構など） ④地下に埋蔵されている遺構・遺物（原位置を保った石塔類）	①緑地（山林） ②近代※1以降の構造物（建築物、工作物、慰霊塔など） ③近代※1以降の道（大切岸上部の道） ④その他の人工物（まんだら堂内の植栽） ⑤中世の原位置に戻せない石塔類
C区：大切岸	①歴史的な人為的地形（大切岸、平場－防衛遺構、やぐら） ②自然地形（丘陵） ③地下に埋蔵されている遺構・遺物（石切遺構）	①緑地（山林） ②近代※1以降の構造物（墓地） ③近代※1以降の道（大切岸上部の道） ④その他の人工物（畑地）
D区：便益施設及び休養施設の設置に適した平場	①歴史的な人為的地形（平場、切岸）	①緑地（山林） ②近代※1以降の構造物（井戸など） ③近代※1以降の道（階段など）
E区：現状維持を基本とする範囲	①歴史的な人為的地形（平場、切岸） ②自然地形（丘陵） ③地下に埋蔵されている遺構・遺物	①緑地（山林） ②近代※1以降の構造物（神社、手水場など）

※1については、10ページ参照

3. 史跡『名越切通』の管理運営及び体制整備の在り方に関する方針

—史跡『名越切通』保存管理の考え方と所有者もしくは管理団体の役割—

3-1 保存管理の基本方針

(1) 保存管理の主体

- ・史跡『名越切通』は、所有者による保存管理、公開活用を行う。(指定地の約90%、公開活用対象エリアのほぼ全域を逗子市が所有)
- ・将来的には、地元の地方公共団体が文化財保護法第172条に規定する管理団体指定を受けることを検討し、神奈川県、鎌倉市、その他関係機関並びに地権者と連絡調整を図る。
- ・主たる指定地の所有者である逗子市は、将来的には、NPO、住民ボランティア、地域住民等と協力して史跡の維持管理を実施していくことを念頭に置き、今後の維持管理体制のあり方について検討を進める。

(2) 所有者もしくは管理団体の行う実務の内容

- ・「指定地にあつて本質的価値を構成する枢要の諸要素」を守るための措置及び維持管理を行う。

3-2 保存管理方法（所有者もしくは管理団体）

(1) 史跡の保存に関する行為

- ・「本質的価値」を保存管理するために必要な施設（標識、境界標、囲い柵、その他の施設）の設置及び維持管理
- ・災害等によって「本質的価値」が毀損もしくは衰亡・滅失している場合の復旧措置及び維持管理
- ・「本質的価値」が毀損もしくは衰亡・滅失の恐れがある場合の予防的措置及び維持管理
- ・埋蔵文化財の現状保存措置

(2) 史跡の公開活用に関する行為

- ・「本質的価値」を顕在化させるために必要な整備（地下遺構の表現整備、平場の植生管理、地上に露頭した遺構周辺の公開活用エリアの環境整備など）及び維持管理
- ・「本質的価値」についての理解を助けるための活用施設（説明板、案内板、その他の施設）の整備及び維持管理
- ・来訪者の利便性を向上するための施設（便益施設、休憩施設、その他の施設）の整備及び維持管理

3-3 保存措置（管理と復旧）を講じる際の指標

- ・現状においての毀損、もしくは将来的に衰亡・滅失することが予見され、史跡の価値・景観に著しい影響が生じる場合。
- ・来訪者の安全性に影響が生じる場合。
- ・保存工事終了後の遺構について、モニタリングによる定期的な経過観察により、保存措置の再処理が必要であると判断された場合。

3－4 現状変更等に対する取扱基準

(1) 現状変更等に対しては、原則として次の指針によるものとする。

- ・「本質的価値」を損なう行為は認めない。
- ・「本質的価値」以外についても、地形の変更は軽微なものを除いて認めない。
- ・「本質的価値」以外についても、景観に大きく影響を及ぼす行為は原則認めない。

(2) 現状変更等にあたっては、次の事項に配慮する。

- ・「都市計画法」、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」、「森林法」、「神奈川県風致地区条例」、「景観法」等の関係する各種法令との調整を図る。
- ・保存及び整備のための発掘調査、学術調査も現状変更等の許可を必要とする。
- ・関係者の所有権、その他財産権に係わるものについては、関係者等との調整を図る。

(3) 現状変更を認める場合には、次のような取扱とする。

- ・現状変更等に際しては、事前の発掘調査（埋蔵文化財の保存に影響を及ぼさない軽易な建築物・構造物等の場合は立会い等）を行い、「本質的価値」にかかる遺構等が確認された場合にはその保全を図る。
- ・現状変更等に際しては、「本質的価値」を損なわないこと、史跡としての景観に調和するよう建築物・構造物等の外観・工法等に十分配慮する。

(4) 現状変更等の許可を要しない行為は、次のとおりとする。

- ・史跡の本質的価値を構成する諸要素が毀損または衰亡している場合に行われる維持の措置（本質的価値に影響を及ぼさない原状回復、本質的価値を構成する諸要素にかかる毀損・衰亡の拡大防止のための緊急措置及び当該部分の復旧が明らかに不可能な場合の除去）
- ・非常災害（大地震、台風等）のために必要な応急措置
- ・保存に及ぼす影響が軽微である場合の措置（本質的価値に及ぼす影響が軽微な保護看守・応急措置等、日常的管理行為。公益上必要不可欠な施設等における維持管理行為。住民生活及び公共施設にかかる保守管理。植生及び植栽の管理にかかる行為、等）
- ・本質的価値を構成する諸要素にあたらない構築物等の撤去

*現状変更の許可を要しない行為への該当についてその判断が不明確な案件については、文化庁、神奈川県教育委員会とその都度、個別に協議するものとする。

*現状変更にあたっての、基本的な方針・措置行為の範囲等については、「神奈川県内における国または県指定史跡の現状変更等に係る包括的取扱基準」に準ずる。

3－5 植生の管理基準

(1) 現在の緑地（樹林）を良好な状態で維持するために必要な管理を行う。

- ・原則として自然の遷移に従い、管理は必要最小限とする。
- ・荒廃状態になっている箇所については、健全な樹林形成のために必要な管理（間伐等）を行う。
- ・来訪者の安全に影響を及ぼす枯れ枝や枯損木等については、適宜除去を行う。ただし、防災上の支障及び景観上の著しい支障がない場合は、転倒した樹木の搬出は行わない。

4. 史跡指定地内の各ゾーンの現状変更に対する取扱基準

A 区：切通

対象要素	保存管理の基本方針	現状変更等に対する取扱基準
(1) 本質的価値を構成する重要な諸要素 ①歴史的な人為的地形（切通道、平場） ②自然地形（丘陵） ③地下に埋蔵されている遺構・遺物	・史跡の現状保存を基本とし、毀損の恐れのある箇所、来訪者の安全性に影響を及ぼす箇所の保存対策を実施する。 ・整備工事を実施する場合は、遺構面に影響を及ぼさない工法を用いる。遺構面に影響を及ぼす可能性がある場合には、遺構の保存措置を除き、整備工事は行わない。	学術的調査の成果を踏まえて、保存対策、史跡整備を行う場合には、現状変更を認める。 防災上必要な行為については、景観及び埋蔵文化財の保存に配慮した工法等をとることとし、現状変更を認める。 史跡の維持管理上必要な施設の設置は認める。
(2) 本質的価値を構成する重要な諸要素以外の諸要素 ①緑地（山林）	・緑地（山林）を適正に維持管理する。	樹木については、危険木の伐採、剪定・枝払い等の維持管理行為は、現状変更許可申請を要しないものとする。

B 区：まんだら堂やぐら群

対象要素	保存管理の基本方針	現状変更等に対する取扱基準
(1) 本質的価値を構成する重要な諸要素 ①歴史的な人為的地形（やぐら、平場、中世の原位置を保った石塔類） ②自然地形（丘陵） ③地下に埋蔵されている遺構・遺物（やぐら、火葬址、柱穴、石切遺構など）	・史跡の現状保存を基本とし、毀損の恐れのある箇所、来訪者の安全性に影響を及ぼす箇所の保存対策を実施する。 ・遺構の表現整備に必要な発掘調査は、必要最小限度の範囲にとどめる。 ・整備工事を実施する場合は、遺構面に影響を及ぼさない工法を用いる。遺構面に影響を及ぼす可能性がある場合には、遺構の保存措置を除き、整備工事は行わない。	学術的調査の成果を踏まえて、保存整備、活用を行う場合には、現状変更を認める。 防災上必要な行為については、景観及び埋蔵文化財の保存に配慮した工法等をとることとし、現状変更を認める。 史跡の維持管理上必要な施設の設置は認める。
(2) 本質的価値を構成する重要な諸要素以外の諸要素 ①緑地（山林） ②中世の原位置に戻せない石塔類	・緑地（山林）を適正に維持管理する。 ・可能な限りにおいて現状以上の劣化の進行、盗難等を回避できる措置を講じる。	樹木については、危険木の伐採、剪定・枝払い等の維持管理行為は、現状変更許可申請を要しないものとする。

C 区：大切岸

対象要素	保存管理の基本方針	現状変更等に対する取扱基準
(1) 本質的価値を構成する重要な諸要素 ①歴史的な人為的地 (大切岸、平場－防衛遺構、やぐら) ②自然地形（丘陵） ③地下に埋蔵されている遺構・遺物（石切遺構）	・史跡の現状保存を基本とし、毀損の恐れのある箇所、来訪者の安全性に影響を及ぼす箇所の保存対策を実施する。 ・整備工事を実施する場合は、遺構面に影響を及ぼさない工法を用いる。遺構面に影響を及ぼす可能性がある場合には、遺構の保存措置を除き、整備工事は行わない。	学術的調査の成果を踏まえて、保存整備、活用を行う場合には、現状変更を認める。 防災上必要な行為については、景観及び埋蔵文化財の保存に配慮した工法等をとることとし、現状変更を認める。 史跡の維持管理上必要な施設の設置は認める。 既存の施設等を維持保全する行為は認める。 樹木については、危険木の伐採、剪定・枝払い等の維持管理行為は、現状変更許可申請を要しないものとする。
(2) 本質的価値を構成する重要な諸要素以外の諸要素 ①緑地（山林）	・緑地（山林）を適正に維持管理する。	

D 区：便益施設及び休養施設の設置に適した平場

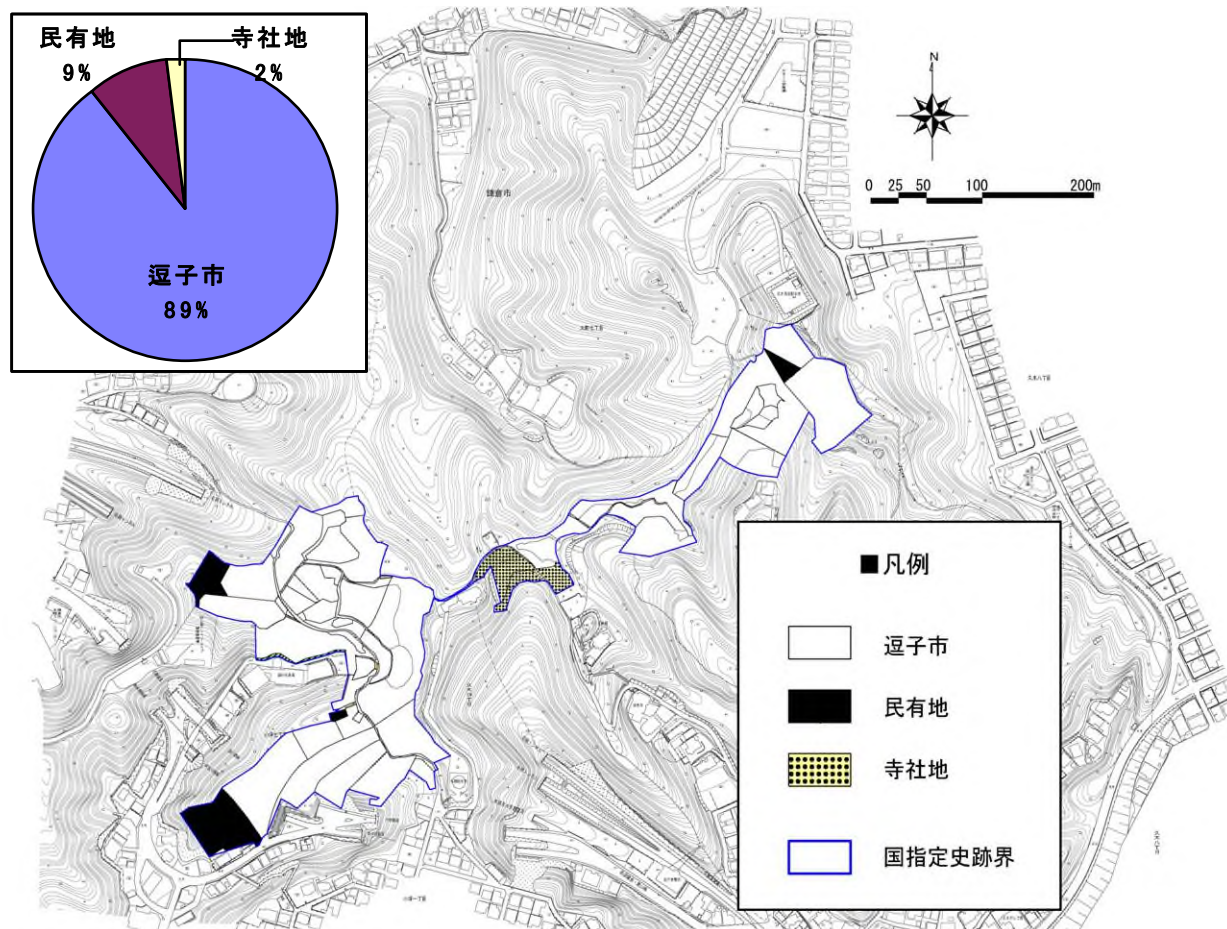
対象要素	保存管理の基本方針	現状変更等に対する取扱基準
(1) 本質的価値を構成する重要な諸要素 ①歴史的な人為的地形 (平場、切岸) ②地下に埋蔵されている遺構・遺物	・整備工事を実施する場合は、遺構面に影響を及ぼさない工法を用いる。遺構面に影響を及ぼす可能性がある場合には、遺構の保存措置を除き、整備工事は行わない。施設の設置にあたっては、別の適地を探す。	学術的調査の成果を踏まえて、保存整備、活用を行う場合には、現状変更を認める。 防災上必要な行為については、景観及び埋蔵文化財の保存に配慮した工法等をとることとし、現状変更を認める。 史跡の維持管理上必要な施設の設置は認める。
(2) 本質的価値を構成する重要な諸要素以外の諸要素 ①緑地（山林）	・緑地（山林）を適正に維持管理する。	便益施設の設置は、その必要性和設置場所を十分検討した上で認める。 樹木については、危険木の伐採、剪定・枝払い等の維持管理行為は、現状変更許可申請を要しないものとする。

E 区：現状維持を基本とする範囲

対象要素	保存管理の基本方針	現状変更等に対する取扱基準
(1) 本質的価値を構成する枢要な諸要素 ①歴史的な人為的地形（平場、切岸） ②自然地形（丘陵） ③地下に埋蔵されている遺構・遺物 (2) 本質的価値を構成する枢要な諸要素以外の諸要素 ①緑地（山林）	・ 史跡の現状保存を基本とする。 ・ 整備工事を実施する場合は、遺構面に影響を及ぼさない工法を用いる。遺構面に影響を及ぼす可能性がある場合には、整備工事は行わない。 ・ 緑地（山林）を適正に維持管理する。	山林の健全な維持管理のための間伐、枝払い、下草刈り、病害虫の防除措置等の行為については現状変更許可申請を要しないものとする。 防災上必要な行為については、景観及び埋蔵文化財の保存に配慮した工法等をとることとし、現状変更を認める。

5. 指定地の公有化状況

指定地の公有化状況を下図に示す。（平成 19 年 3 月現在）



6．指定地周辺の環境に関する基本的な考え方

6－1 指定地周辺の現状

国指定史跡名越切通とその周辺は、一体的な保存・保全措置が可能となる土地利用条件にある。たとえば、逗子市内では、史跡指定地とそれに隣接する一部区域が「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)」による「歴史的風土保存区域」に指定されている。また、その南側にあたる史跡指定地外の久木 9 丁目内の緑地帯はその大半が都市公園「名越緑地」、史跡指定地の西方の緑地帯は都市公園「滝の谷緑地」となっている。一方、史跡指定地の北側に隣接する鎌倉市側の緑地帯は、全てが「古都保存法」による「歴史的風土特別保存地区 名越切通し特別保存地区」、または「歴史的風土保存区域」に指定されている。

このように、史跡指定地周辺は、現状の緑地保存を前提とした土地利用規制が既に施行されており、当該史跡周辺の環境および景観保全のための規制条件は整備されている。

さらには、現在、世界遺産登録が検討されている『武家の古都鎌倉』から名越切通を考えた場合、指定地は有力なコア物件候補のひとつに数えられている。これらの周辺緑地帯は、緩衝地帯（バッファゾーン）を形成する緑地帯と位置付けることができる。

史跡名越切通の周辺緑地の捉え方や意義については、今後の『武家の古都鎌倉』の世界遺産登録の動向に注視し、他のコア物件とそのバッファゾーンの考え方との整合性を図る必要がある。

6－2 基本方針

指定地と一体として良好な景観を形成するために、周辺自治体、関係部局と連携し、景観の維持・向上に努める。

7．計画の周知及び見直し

本計画の実施にあたっては、逗子市は史跡地内関係者・関係機関等への周知に努めるものとする。

本計画は、今後の学術調査研究の進展、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて見直し・改訂を行うものとする。

史跡『名越切通』指定地及び周辺区域にかかる制度

名称		根拠法・計画	対象範囲	制度の内容等	史跡整備との関係
市街化調整区域		都市計画法	史跡指定地の大部分	●市街化調整区域における建築や造成等（土地の区画形質の変更）は、法34条の立地基準を満たした上で、都道府県知事の許可が必要となる。ただし政令（都市計画法施行令）で定めた公益上必要な建築物（例：図書館、博物館等）をつくるための行為、もしくは国・県・指定都市・特別市・中核市等が行なう行為、もしくは都市計画事業として行なうものは、法34条の立地基準を満たせば、通常許可が不要である（ただし、技術基準は、通常同様に適応される）。（第7、13、15、29、34、43条、同法施行令20条）	市街化調整区域の開発行為、建築行為は厳しく制限される。ただし、左の要件により可能となる場合があるため、整備の場合に留意する。
市街化区域	第1種低層住居専用地域	都市計画法建築基準法	史跡指定地外（周辺部）	●社会教育法で定める施設のうち、図書館に類する施設はその規模にかかわらず建設を認められる。また郷土博物館は可能であるが、地区外から多くの集客を招く一般の美術館や博物館は不可。（建築基準法第48条）	史跡指定地外にガイダンス施設等を設ける場合に留意する。
	第1種住居地域	都市計画法建築基準法	史跡指定地外（周辺部の都市計画道路、JR沿い）	●劇場、映画館、演芸場又は観覧場は建設が不可。（建築基準法第48条）	史跡指定地外にガイダンス施設等を設ける場合に留意する。
風致地区	鎌倉風致地区	都市計画法	史跡指定地内（鎌倉市側）	●土地の形質変更、建築物の建築、木竹の伐採その他について、県・市が行う場合は、風致地区の決定権者と事前の協議を要する。（第58条）	鎌倉市側で関連施設を整備する場合に留意する。
都市公園	名越緑地滝の谷緑地	都市計画法都市公園法	史跡指定地外（周辺部）	●緑地公園として都市計画に位置付けられており、建築行為などの制限がある。（都市公園法第4、11条）	史跡指定地外で遊歩道の整備やガイダンス施設整備を行う場合に留意する。
準防火地域		都市計画法建築基準法	史跡指定地外（鎌倉市側JR沿い）	●<階数が2階以下かつ延べ床面積が500㎡以下>ならば、木造建築物でも可だが、階数もしくは床面積がそれを上回ると、耐火建築物もしくは準耐火建築物とするための規制がおよぶ。（建築基準法第62条）	鎌倉市側で関連施設を整備する場合に留意する。
国指定史跡		文化財保護法（国指定史跡）	史跡指定地全域	●史跡に指定された史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更しまたはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には、文化庁長官の許可を受けなければならない。（第80条）	名越切通の指定地はこれにかかるもので、現状変更に対する規制を受けている。
歴史的風土保存区域		古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）	史跡指定地及び史跡指定地に隣接する鎌倉市域（鎌倉市側は「特別保存地区」）	●保存区域のうち、史跡指定地に隣接する鎌倉市側部分は「名越切通歴史的風土特別保存地区」に指定。指定範囲では、開発行為や土石の採取など、土地利用状況を変更する際に、事前に県への届出が必要となる。（第7条） ●また、特別保存地区では、保存区域同様の開発行為の他に建築物などの色彩の変更や、広告物の表示や提出する際に、あらかじめ県の許可が必要となる。（第8条）	史跡指定地は、古都保存法の改正により「鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存区域」に新たに追加された。
逗子市の条例		逗子市の良好な都市環境をつくる条例	市内全域	●500㎡以上の範囲で土地の区画形質を変更したり、木竹の伐採、移植を行なう場合は、条例の適応を受け、自然環境への影響を評価する。該当する事業を行なう場合には、評価指針にもとづいた計画を策定し、市長に届け出る必要がある。 ●市内に10mメッシュごとの自然環境ランク（A～D）とそれに対応した環境保全目標（80～20%）があり、それに従って、対象事業の環境保全目標量を決定。各ランクごとにはガイドラインとしての保全目標が次のように定められている。 Aランク：環境保全目標 おおむね80% Bランク：環境保全目標 おおむね60% Cランク：環境保全目標 おおむね40% Dランク：環境保全目標 おおむね20%	史跡指定地内の自然環境は、一部を除く大部分がA、Bランクに評価されていることから、現状の自然環境を極力損なわない整備が必要とされる。
		逗子市まちづくり条例	市内全域	●区域面積が300㎡以上の開発行為については、事前協議、住民周知について規定がある。ただし、地方公共団体が実施する事業であれば、条例の適用は協議して定める。都市計画事業の場合は条例適用外。	都市公園にすれば、条例の適用外であるが、そうでない場合は、協議が必要となる。

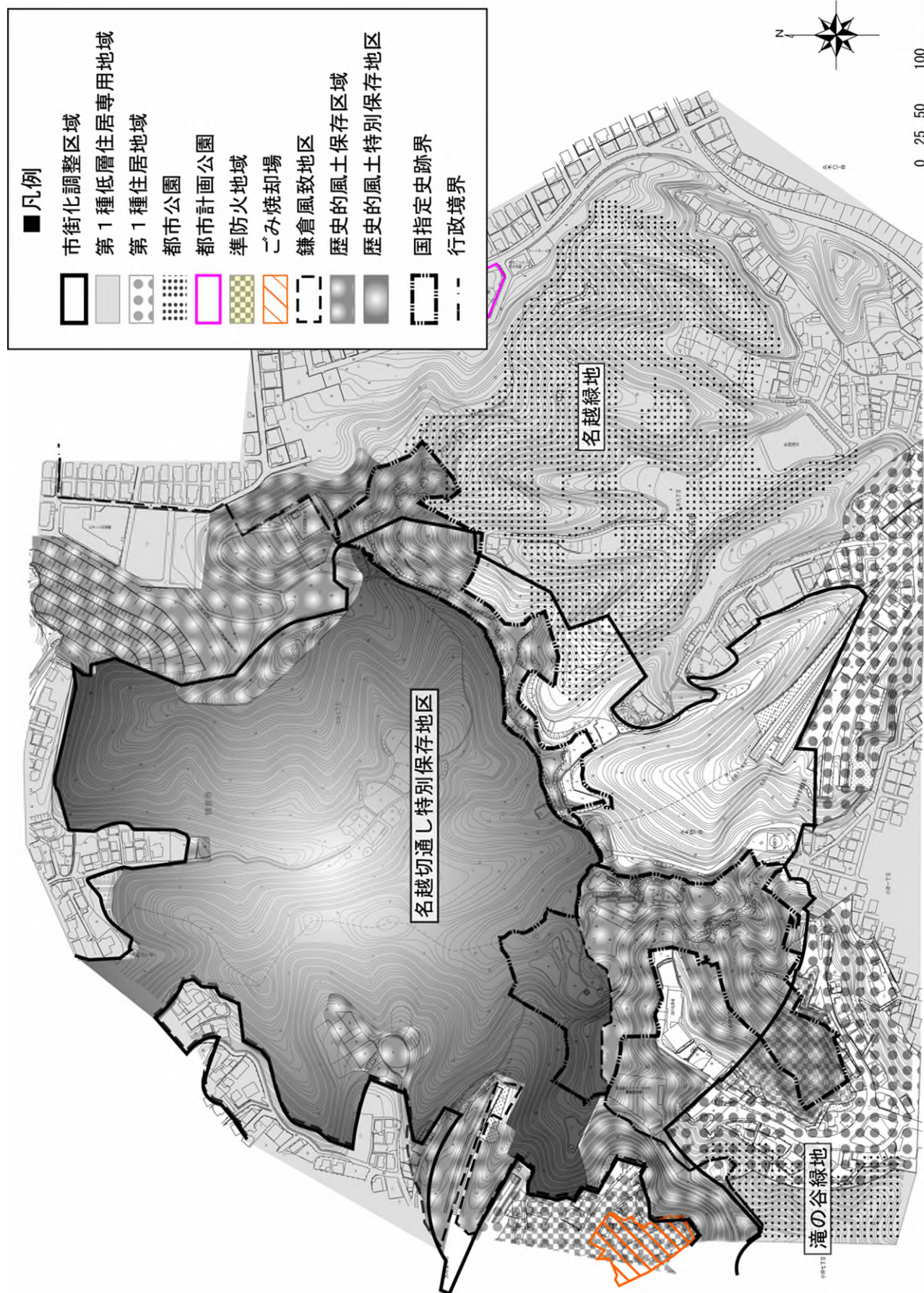


図3-5 史跡指定地周辺の法規制

国指定史跡名越切通保存管理計画（別冊）

発行日 2007 年（平成 19 年）3 月 31 日

発 行 逗子市教育委員会

〒249-8686 神奈川県逗子市逗子 5 丁目 2 番 16 号

TEL.046-873-1111 FAX.046-872-3115

E-mail : gakusyuu@city.zushi.kanagawa.jp

印 刷 横浜ハイテクプリンティング（株）
